

(別記)

受注者(乙)は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについて、次の特記事項を守らなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者(乙)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務(以下単に「業務」という。)の実施に当たっては個人の基本的な権利を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者(乙)は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者(乙)は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 受注者(乙)は、発注者(甲)の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は発注者(甲)の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(紛失、破損及び漏えいの防止等)

第5条 受注者(乙)は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、き損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(資料の返還等)

第6条 受注者(乙)は、業務を処理するために、発注者(甲)から依頼を受け、又は受注者(乙)自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者(甲)が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受注者(乙)は、業務を処理するために発注者(甲)から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者(甲)の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者(乙)は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者(甲)が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第9条 受注者(乙)は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者(甲)に報告し、発注者(甲)の指示に従うものとする。

注1 委託等の実態に則して適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。